

## 平成29年度「妊産婦に関する調査」の変更点について

## 1 調査票発送者について

変更前	平成27年8月1日から平成28年7月31日までに福島県内の59市町村より母子健康手帳を交付された者
変更後	平成28年8月1日から平成29年7月31日までに福島県内の59市町村より母子健康手帳を交付された者のうち、把握できる流産、死産者を除いた者
変更理由	妊娠結果が流産、死産である場合の対象者の心理的負担を考慮したため（ただし、流産・死産については件数のみ把握する。）

## 2 調査票の内容について

調査票の主な変更点は以下のとおり。なお、軽微な変更はあるが、調査項目自体の大幅な変更はない。

## (1) 調査年度及び対象となる母子健康手帳交付年度の変更

変更前	【調査年度】平成28年度 【母子手帳交付年度】平成27年8月1日から平成28年7月31日までに福島県内の59市町村より母子健康手帳を交付された者
変更後	【調査年度】平成29年度 【母子手帳交付年度】平成28年8月1日から平成29年7月31日までに福島県内の59市町村より母子健康手帳を交付された者のうち、把握できる流産、死産者を除いた者
変更理由	調査年度等が変更になったため

## (2) 表紙

## ア オンライン回答用二次元コード及びオンライン回答サイト URL の印字追加

変更前	(新規)
変更後	【オンライン回答用二次元コード】印字 【オンライン回答サイト URL】 <a href="http://fukushima-mimamori.jp/17nimpu">http://fukushima-mimamori.jp/17nimpu</a>
変更理由	オンライン回答利用者の利便性を図るため

## イ 但し書きの部分（変更箇所は下線部）

変更前	本調査票は、福島県各市町村の母子健康手帳（以下、母子手帳）の交付資料に基づいて発送しています。ご本人が記入できない場合には、家族の方や同居されている方がご記入ください。また、ご返送は、お子様の1か月児健診の結果までご記入いただいた後にお願ひ致します。
変更後	本調査票は、福島県各市町村の母子健康手帳（以下、母子手帳）の交付資料に基づいて発送しています。設問にはお子様の生後1か月の発育についてお答えいただくものがござい <u>ます</u> 。ご回答は、お子様の1か月児健診が終了してからお願いいたします。回答方法は、調査票の返送、または、オンライン回答のいずれかのご都合のよい方法をお選び <u>ください</u> 。ご本人が回答できない場合には、家族の方や同居されている方がご回答 <u>ください</u> 。
変更理由	オンライン回答の周知及び1か月児健診結果の未記入を減らすため

(3) 4 ページ問 13 以降の分岐の説明文（変更箇所は下線部）

変更前	妊娠 12 週以降（妊娠 4 か月以降）妊娠 22 週未満の流産・中絶された方、及び妊娠 22 週以降の死産・出産を経験された方もお答えください。その他の方は、5 ページの間 17 にお進みください。出産されていない方には、大変申し訳ございませんが、わかる範囲でご記入ください。
変更後	妊娠 12 週未満の方は、 <u>間 17 にお進みください。</u> 以下は出産されていない方には、大変申し訳ございませんが、わかる範囲でご記入ください。
変更理由	妊娠 12 週以降の該当者の未記入を減らすため